

公募型プロポーザル説明書

(「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業における食育教材作成業務)

1 業務概要

(1) 業務の目的

「おいしい！広島」プロジェクトは、G7広島サミットの開催を契機に、これまで生産者や観光事業者、飲食店など、県内の食に関わる事業者・団体等に広く働きかけ、広島の「おいしい」を共に創る仲間づくりを行いながら、様々な企画を実施してきた。

この取組の一環として、若者や子供たちへの食育や学生との共創など、おいしいを学び楽しむ人たちへの支援に取り組んでいるところである。

一方、食卓と農林水産業の現場の距離が広がる中で、生産者との関係性が希薄化し、生産現場の実態を知らない子供も増えている。このような中、子供の頃から食を支える農林水産業への理解を促進する取組が重要となっている。

本業務では、学校給食や教科等での学習の際に興味を持って学べるコンテンツを制作し、県産農林水産物の魅力や生産者とのこだわりを伝えるなど、地産地消の取組を推進することで、子供たちの地域への愛着心の醸成を図り、県産農林水産物の消費拡大につなげるために効果的な教材の制作について、専門的な知識や豊富な実践経験を有する民間事業者に委託して実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日（契約締結日）から令和9年2月28日まで

ただし、広島県の令和7年度2月歳入歳出補正予算が議決されなかつた場合、又は減額もしくは削除があった場合は、契約を延期又は中止することがある。

(4) 予算額

37,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限【様式1】

令和8年3月2日（月）午後5時

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

広島県農林水産局販売・連携推進課

イ 参加申出期限

令和8年2月25日（水）午後1時【必着】

ウ 説明会開催日

令和8年2月26日（木）午前10時～午前11時

エ 説明会開催場所

オンライン（ZOOM）（詳細は参加希望者に別途通知する。）

(3) 仕様書等に関する質問票提出期限 【様式2】

ア 提出期限

令和8年3月4日（水） 午後1時【必着】

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

件名を「『おいしい！広島』農林水産物給食等提供事業における食育教材作成業務の公募に係る質問」とし、送信後、提出先（広島県農林水産局販売・連携推進課）に電話にて着信の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 nouhanbai@pref.hiroshima.lg.jp

《販売・連携推進課電話番号》082-513-3588（ダイヤルイン）

ウ 質問に対する回答

令和8年3月5日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。また、質問に対する回答は、公募型プロポーザル参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県農林水産局販売・連携推進課（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）

イ 提案書提出期限

令和8年3月9日（月） 午後5時【必着】

ウ 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

(ア) 実施場所 広島県庁内で別に指定する場所又はオンライン

(イ) 実施日時 令和8年3月12日（木）で別に指定する時間

(ウ) 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

エ その他

(ア) 参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式4】を提出すること。なお、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取り下げ願い書」を提出すること。また、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(イ) 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

(ウ) 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は以下に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 単独企業の場合

a 会社概要説明書【様式3】

b 機密データの保存等に関する申出書【様式8】

(イ) 企業グループの場合

- a 会社概要説明書【様式3】
- b グループ構成書【様式6】
- c 委任状【様式7】
- d 機密データの保存等に関する申出書【様式8】

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

オ 電子メールによる提出は、件名を「【公募型プロポーザル参加資格確認申請書】「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業における食育教材作成業務について」とし、送信後、提出先（広島県農林水産局販売・連携推進課）に電話にて着信の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 nouhanbai@pref.hiroshima.lg.jp

《販売・連携推進課電話番号》082-513-3588（ダイヤルイン）

(6) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局販売・連携推進課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年3月19日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年3月23日（月）までに、書面により行う。

(7) 支払条件

業務完了後の一括払とする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払できることとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに関する費用は、参加者の負担とする。

(10) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。

(11) 提出された提案書について

ア 提出された提案書等は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

- (ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
 - (イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合
- (12) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (13) 提案内容に含まれる特許権など法廷に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

- (1) 物品調達・委託役務業務公募型プロポーザルに関する要領
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。なお、最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。
また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり。
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし。

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書
- (3) 契約書（案）及び業務処理要領
- (4) 提案書作成要領
- (5) 提案書評価基準
- (6) 様式類
 - 【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - 【様式2】仕様書等に対する質問書
 - 【様式3】会社概要説明書
 - 【様式4】取り下げ願い書
 - 【様式5】公募型プロポーザル説明会参加申込書
 - 【様式6】グループ構成書
 - 【様式7】委任状
 - 【様式8】機密データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県農林水産局販売・連携推進課

担当：酒井、田中（か）

電話：082-513-3588（ダイヤルイン）

E-mail：nouhanbai@pref.hiroshima.lg.jp